### 18 愛知県私立小中学校等授業料軽減補助金交付要綱

(涌 則)

第1条 愛知県私立小中学校等授業料軽減補助金(以下「補助金」という。)は、保護者等(高等学校就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号(平成22年法律第18号)に規定する「保護者等」をいう。以下同じ。)が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者である児童生徒、又は、児童生徒の入学後に生じた保護者等の失職、倒産等の家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒の修学に係る経済的負担の軽減を図るため、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)に基づき、設置者が授業料の納付が困難な児童生徒の授業料を軽減する事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において、設置者に交付するものとし、その交付に関しては、文部科学省が定める私立高等学校等経常費助成費補助金(授業料減免事業等支援特別経費)交付要綱及び愛知県補助金等交付規則(昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

#### (補助の対象となる事業)

第2条 前条に規定する事業は、愛知県内に私立の小学校、中学校、及び中等教育学校前期課程(以下、「小中学校等」という。)を設置している者(以下「設置者」という。)が、当該小中学校等に在学している授業料の納付が困難な児童生徒の保護者等に対して、授業料の全部又は一部を軽減する事業とする。

(対象児童生徒の要件)

- 第3条 授業料軽減の対象となる児童生徒(以下「対象児童生徒」という。)は、保護者等が愛知県内に住所 を有する者であって、別表1-1から別表1-4に定める事由に該当する世帯の児童生徒とする。
- 2 別表1-2から別表1-4に該当する児童生徒は、家計急変時に在学していた学校に引き続き在学している者に限る。
- 3 別表1-2及び別表1-4に該当する児童生徒は、次の各号のいずれも満たす場合に限る。
- (1) 補助金の交付を受ける年度の4月が属する年の保護者等の見込み所得金額の合計から別に定める所得 控除項目の合計を差し引いた額の合計が140万円未満(ひとり親控除の適用がある場合は143万円未満) であること。ただし、損失が計上されている所得がある場合当該所得は0円として計算する。又、繰り 越し控除の適用はないものとして計算する。
- (2) 保護者等の資産保有額の合計が700万円未満であること。
- 4 保護者等が、転勤等により県外に住所を移している場合で、児童生徒及び児童生徒と生活を共にする者の生活の本拠が愛知県内にあるときは、当該保護者等が愛知県内に住所を有しているものとみなす。

(補助金の額及び期間)

- 第4条 補助金の額は、次の各号により算定するものとする。
- (1) 一月当たりの補助金の額は、設置者が、授業料の納付が困難な児童生徒に対し実施した授業料軽減措置 に係る軽減額のうち、一月当たり 28,000 円を超えない額とする。
- (2) 補助の対象となる授業料軽減措置の期間は、別表1-1から別表1-4に定めるとおりとする。なお、 別表に定める期間が年度をまたぐ場合は、年度ごとに再度申請を行い、第5条に定める知事の認定を受け なければならない。

(対象児童生徒の要件の確認)

第5条 補助金の交付を受けようとする設置者は、第3条に定める対象児童生徒の要件を確認するため、必要な書類を提出させ、これを十分審査し、要件に該当することについて知事の認定を受けなければならない。

#### (申請手続)

- 第6条 規則第3条に規定する申請書及び添付書類は、次の各号に掲げるものとし、その提出部数は各1部とする。ただし、第4号、第5号及び第6号に掲げる書類については、既に知事に提出されている場合はこれを省略することができる。
- (1) 愛知県私立小中学校等授業料軽減補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 補助を必要とする理由書(様式第2号)
- (3) 授業料軽減補助事業計画書(様式第3号)
- (4) 補助金の交付を受ける年度(以下「当年度」という。)及び前年度の収支予算書
- (5) 前年度の収支計算書
- (6) 前年度末の貸借対照表及びそれに付属する明細表
- 2 前項の規定による申請書の提出期日は別に定める。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定を受けた日から15日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の実施期間)

第8条 補助金の交付の決定に係る事業(以下「補助事業」という。)の実施期間は、当年度中(4月1日から翌年3月31日まで)とする。

(計画変更の承認)

- 第9条 補助事業を行う設置者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとする場合 はあらかじめ変更交付申請書(様式第4号)により知事の承認を受けなければならない。ただし、交付決 定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める変更についてはこの限りでない。
- (1) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更
- (2) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更
- 2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付すること がある。

(補助事業の中止又は廃止)

第 10 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

(補助事業の実施方法)

- 第 11 条 補助事業者は、補助事業計画に基づき、対象児童生徒に対し、補助額に達するまで納付すべき授業料を軽減しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、既に納入されている授業料の還付によることができる。
- 2 補助事業者は、対象児童生徒に対し授業料を軽減したときは授業料負担者から、これを証する書類(以下「軽減証書」という。)を徴するものとする。ただし、前項ただし書きの規定により、既に納入されている授業料を口座振込により還付したときは、軽減証書を略することができる。

(事業遅延の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由、又は補助事業の遂行が困難となった場合はその理由及び遂行状況を記載した書類1部を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

- 第 13 条 規則第 13 条に規定する実績報告書及び添付書類は、次の各号に掲げるものとし、提出部数は各 1 部とする。
- (1) 愛知県私立小中学校等授業料軽減補助金実績報告書(様式第5号)
- (2) 授業料軽減補助事業実績書(様式第6号)
- (3) 補助事業に係る収支計算書(様式第7号)
- 2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。) した日から起算して20日を経過した日、又は翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付及び精算)

- 第14条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することがある。
- 2 前項ただし書きの規定により、補助金の全額を概算払で受領した補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して20日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに概算払精算書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

- 第15条 知事は、規則第16条に規定するもののほか、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、補助 金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。
- (1) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不適当と認められるとき
- (2) 補助事業を中止、若しくは廃止したとき

(実施細則)

第16条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

# 附則

この要綱は、令和4年11月11日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

### 附則

この要綱は、令和5年11月6日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表1-1 (第3条第1項から第3項、第4条(2)関係)

区分	事由	期間
生活保護	保護者等が、生活保護法(昭和 25 年法律第	保護者等が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第
	144 号)第6条第1項に規定する被保護者で	6条第1項に規定する被保護者となった日が月の初
	ある場合	日の場合は当月を、初日以外の場合は翌月を始期とし
		、被保護者ではなくなった日が初日の場合は前月を、
		初日以外の場合は当月を終期とする期間

別表1-2 (第3条第1項から第3項、第4条(2)関係)

区分	家計急変事由	期間
収入半減	入学前年から補助金の交付を受ける年度の4月	保護者等の年収(給与所得以外の所得がある場合にあって
	が属する年の前年までの期間のいずれかの年に	は所得)の合計額が2分の1未満となった年の4月か
	おいて保護者等の年収の合計額が400万円以上(	ら、補助金の交付を受ける年度の年度末までの期間。
	給与所得以外の所得がある場合にあっては所得	ただし、引き続き収入(給与所得以外の所得がある場合に
	の合計額が 276 万円以上。)であって、保護者等	あっては所得) 状況が改善しない場合は、翌年度も継続
	の年収(給与所得以外の所得がある場合にあって	して補助金の交付を受けることができる。
	は所得。以下同じ。) の合計額が、入学前年から補	
	助金の交付を受ける年度の4月が属する年の	
	前年までの期間において保護者等の年収の合計	
	額が 400 万円以上であったいずれかの年の2分	
	の1未満となった場合	

別表1-3 (第3条第1項から第3項、第4条(2)関係)

区分	家計急変事由	期間	
り災	火災、風水害、地震等により家屋の半焼、半壊、	り災が発生した日が月の初日の場合は当月を、初日	
	流出等の被害を受けたと認められる場合	以外の場合は翌月を始期として、1年間の期間	

別表1-4 (第3条第1項から第3項、第4条(2)関係)

区分	家計急変事由	期間
(1)療養	保護者等が休職を伴う入院又は通院等を要する	事由が発生した日が月の初日の場合は当月を、初日以
	疾病のため、家計急変事由が発生した年の前年の	外の場合は翌月を始期とし、補助金の交付を受ける年
	収入(給与所得以外の所得がある場合にあっては	度の年度末までの期間。ただし、引き続き収入(給与
	所得。以下同じ。) に比べ、収入減になると認めら	所得以外の所得がある場合にあっては所得) 状況が改善し
	れる場合	ない場合は、翌年度も継続して補助金の交付を受ける
(2) 転退	保護者等が会社都合によって転退職または失職	ことができる。
職・失職倒	倒産し、家計急変事由が発生した年の前年の収入	
産	に比べ、収入減になると認められる場合(定年、	
	任期満了など、自己都合による離職は除く)	
(3)保護	離婚・死別等による保護者等の変更により、家計	
者等の変	急変事由が発生した年の前年の収入に比べ、収入	
更	減になると認められる場合	
(4) その	(1) から(3) 及びり災に準ずる程度の特別の事	
他	情があり、授業料負担が困難であると認められる	
	場合	

# 愛知県私立小中学校等授業料軽減補助金交付要綱実施細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、愛知県私立小中学校等授業料軽減補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の実施に関する事項を定めるものとする。

(対象児童生徒の取扱い)

第2条 小中学校等が独自に行っている授業料の免除(返還を要しない奨学金を含む。)を受けており、授業 料債権そのものが消滅している児童生徒は対象としない。ただし、授業料の一部を免除されている児童生 徒については、免除された授業料の金額を除き、対象とする。

(所得控除の項目)

- 第3条 要綱第3条に規定する見込み所得金額の合計から差し引く所得控除の項目は、次のとおりとする。
  - (1) 障害者控除
  - (2) ひとり親控除
  - (3) 配偶者控除
  - (4) 扶養控除 (一般·特定)
  - (5) 基礎控除
  - (6) 社会保険料相当額
  - (7) その他特に必要があると認めるもの

(要件を確認するために必要な書類)

- 第4条 要綱第5条に規定する対象児童生徒が要件に該当するかどうかを確認するために必要な書類は、保護者等及び児童生徒の住民票の写し並びに別表1-1から1-4及び別表2に掲げる書類とする。
- 2 補助金の交付を受ける年度の前年度に対象児童生徒として認定されている者が、引き続き認定を受けようとする場合は、前項の書類の一部の提出を省略することができる。
- 3 別表 2 に定める書類については、通帳等による確認は行わず、自己申告(申請書のチェック欄において 誓約内容をチェックする等の方法)による確認として差し支えない。

(必要な書類を提出することができない場合の特例)

第5条 保護者等のうちドメスティックバイオレンス (DV) や児童虐待など、就学に要する経費の負担を 求めることが困難であると認められる者がいる場合には、当該事情、発生時期を明らかにした上で、当該 者を除く保護者等の所得により要綱第5条の要件の確認をすることができる。

(事業実施上の取扱い)

- 第6条 事業を実施する上での取扱いは、次のとおりとする。
  - (1) 授業料について、月額以外の定め方がされている場合は、年間授業料を12で除した額を一月当たりの授業料とする。
  - (2) 要綱第 11 条第 1 項による授業料の軽減を、既に納入されている授業料の還付により行う場合は、原

則として口座振込によるものとする。

- (3) 授業料未納者の取扱いについては、次のとおりとする。
  - ア 授業料の軽減を、納入されるべき授業料の減額により行っている場合 年度末において、設置者が納入されるべき授業料と授業料軽減額との差を未収金として処理しているときは、補助事業の対象として差し支えない。ただし、授業料軽減証書を徴すること。
  - イ 授業料の軽減を、納入された授業料の還付により行っている場合 補助事業の対象とならない。

## 附則

この実施細則は、平成29年度から適用する。

## 附則

この実施細則は、平成30年度から適用する。

#### 附則

この実施細則は、平成30年7月1日から適用する。

#### 附則

この実施細則は、令和4年度から適用する。

#### 附則

この実施細則は、令和5年度から適用する。

別表1-1 生活保護世帯の審査基準(第4条関係)

事由		審査の対象となる提出書類
生活保護	保護者等が、生活保護法(昭和 25 年法律	生活保護を受けていることを証する書類
	第 144 号)第6条第1項に規定する被保護	社会福祉事務所長が発行する証明書又は市町村長が発行する生活保護
	者である場合	に基づく非課税証明書

別表1-2 家計急変世帯の審査基準(以下に定める収入半減に該当する場合)(第4条関係)

家計急変事由		審査の対象となる提出書類	備考
収入半減	入学前年から補助金の交付を受ける年度 の4月が属する年の前年までの期間のいずれかの年において保護者等の年収の 合計額が400万円以上(給与所得以外の 所得がある場合にあっては所得の合計額が276万円以上。以下同じ。)であって、 保護者等の年収(給与所得以外の所得がある場合にあっては所得。以下同じ。)の	(ア) 半減前の収入(給与所得以外の所得がある場合にあっては所得。以下同じ。)を証する書類源泉徴収票、課税証明書等(児童生徒が入学した年の前年以降で保護者等の年収の合計額が400万円以上であった年の所得に係るものに限る) (イ) 現在の収入状況を証する書類現在勤務している会社の給与支払証明書等(ウ)保護者等の扶養親族の人数・年齢等、所得控除の状況が確認できる書類扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の	補助金の交付を受ける年度の4月が属する年の保護者等の見込み所得金額の合計から別に定める所得控除項目の合計を差し引いた額の合計が140万円未満(ひとり親控除の適用がある場合は143万円未満)であること。ただし、損失が計上されている所得があ
		記載が省略されていない課税証明書等	

別表1-3 家計急変世帯の審査基準(以下に定めるり災に該当する場合)(第4条関係)

家計急変事由		審査の対象となる提出書類
り災	火災、風水害、地震等により家屋の半焼、半	り災の原因、程度を証する書類
	壊、流出等の被害を受けたと認められる場合	り災証明書(市区町村又は消防署の発行するもの)

別表1-4 家計急変世帯の審査基準(以下に定める家計急変事由に該当する場合)(第4条関係)

	家計急変事由	審査の対象となる提出書類	備考
(1)療養	保護者等が休職を伴う入	(ア) 疾病の原因、程度等を証する書類	補助金の交付を受ける年度
	院又は通院等を要する疾	医師の診断書の写し	の4月が属する年の保護者等
	病のため、家計急変事由	(イ) 現在の勤務状況を証する書類	の見込み所得金額の合計
	が発生した年の前年の収	現在勤務している会社の休職証明書又は本人による休職(休	から別に定める所得控除
	入(給与所得以外の所得が	業)の証明書等	項目の合計を差し引いた
	ある場合にあっては所得。	(ウ) 現在の収入状況を証する書類	額の合計が 140 万円未満(
	以下同じ。)に比べ、収入	現在勤務している会社の給与支払証明書等	ひとり親控除の適用があ
	減になると認められる場合	(エ) 家計急変事由が発生した年の前年の収入を証する書類	る場合は 143 万円未満) で
		課税証明書等	あること。ただし、損失が
		(オ) 保護者等の扶養親族の人数・年齢等、所得控除の状況が確	計上されている所得があ
		認できる書類	る場合当該所得は0円と
		扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略さ	して計算する。又、繰り越
		れていない課税証明書等	し控除の適用はないもの

(2)転退職・	保護者等が会社都合によ	(ア) 転退職または失職倒産を証する書類	として計算する。
失職倒産	って転退職または失職倒	前雇用主の転退職または失職倒産を証する書類、雇用保険	資産が 700 万円未満である
	産し、家計急変事由が発生	受給資格者証、離職票、開業·廃業等届出書等	ことが必要。
	した年の前年の収入に比	(イ) 現在の収入状況を証する書類	
	べ、収入減になると認めら	現在勤務している会社の給与支払証明書等	
	れる場合(定年、任期満了	(ウ) 家計急変事由が発生した年の前年の収入を証する書類	
	など、自己都合による離職	課税証明書等	
	は除く)	(エ)保護者等の扶養親族の人数・年齢等、所得控除の状況が確	
		認できる書類	
		扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略さ	
		れていない課税証明書等	
(3)保護者等	離婚・死別等による保護者	(ア) 保護者等の変更を証する書類	
の変更	等の変更により、家計急変	戸籍謄本の写し等	
	事由が発生した年の前年	(イ) 現在の収入状況を証する書類	
	の収入に比べ、収入減に	現在勤務している会社の給与支払証明書等	
	なると認められる場合	(ウ) 家計急変事由が発生した年の前年の収入を証する書類	
		課税証明書等	
		(エ)保護者等の扶養親族の人数・年齢等、所得控除の状況が確	
		認できる書類	
		扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略さ	
		れていない課税証明書等	
(4)その他	(1) から(3) 及びり災に準	(1)から(3) 及びり災に準ずる書類	
	ずる程度の特別の事情が		
	あり、授業料負担が困難で		
	あると認められる場合		

# 別表 2 資産保有額を証する書類(第4条関係)

資産	確認方法(ウェブサイトの写しも可とする)
預貯金(普通・定期)	「通帳」の写し(「名義」及び「残高」の記載されたページ)
有価証券(株式·国債·地方債·社債等)	証券会社や銀行の口座の写し(「名義」及び「残高」の記載されたページ)
金・銀(積立購入を含む)等、購入先の口座残高によって時価	購入先の銀行等の口座の写し(「名義」及び「残高」の記載されたページ)
評価額が容易に把握できる金属	
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座の写し(「名義」及び「残高」の記載されたページ)
タンス預金(現金)	自己申告
負債(借入金等)	残高証明書又は借用証明書等の写し